

第2回 道路の不法占用対策に係る 専門部会における議事概要

第2回専門部会における議事概要

■地方公共団体からのヒアリング

①東京都

- ・ 突き出し看板のような基準に適合すれば占用許可が受けられる看板については、看板実態調査の結果を基に、不適合看板、未許可看板、許可未更新看板の所有者に対する一斉文書指導のほか、電話指導や直接指導により、許可率が看板適正化事業に本格的に取り組み始めた頃には約50%だったものが、5年間で約85%にまで上がった。これにより、規格を逸脱した大きな看板、安全性が不十分で落下の危険性のある看板などが撤去・改善された。
- ・ 占用許可申請を促すインセンティブとして、平成10年度より2平米以下の看板は占用料を免除し、また、暫定的な措置として、平成16年度より2平米を超える場合、当該2平米分については占用料を減額する制度を導入している。
- ・ また、置き看板のような占用許可を受けられない看板については、地元区市町村、地元町会・商店会、交通管理者等とともに合同パトロールを行い、地元と連携した現場指導を行うことで、適正化の成果を上げている。
- ・ 不法占用対策の基本は、現場における継続的な是正指導と地元との連携であると思っている。強制的な手段の検討のみではなく、地元と連携して現場指導がスムーズにいくような仕組みも検討いただきたい。

②さいたま市

- ・ 屋外広告物法における「簡易除却」の要件である「管理されずに放置されていることが明らかなき」について、さいたま市においては、その看板の除却を命ずる相手が近くにおらず、常に管理できる状態にないことと解釈し、運用している。
- ・ 以上のような運用をしても、そもそもが違法看板であるため、苦情はほぼない。

第2回専門部会における議事概要

③福岡市

- ・平成11年に路上違反広告物追放登録員制度(市長の違反広告物の除却権を市民ボランティアに委任する制度)を設け、平成23年度末で197団体、3,900名余りの登録があり、平成23年度に約1万4,000件の違反広告物の除却を行っている。
- ・市では、平成22年、平成23年に緊急雇用対策の補助を受け、自動車にカメラやレーザースキャナ、GPSなどの位置情報センサーを搭載し、道路を走行しながら、突き出し看板等を含め、市内のほぼ全ての道路に面した屋外広告物の実態調査を行った。その成果物を活用して、指導に当たりたいと考えている。

■各委員からの主な意見

- ・地域との連携は重要。ごみ拾い活動、通学路の安全活動又は防犯活動といった地域での連携が求められている多種多様の活動がある中、不法占用対策の活動をどのように結びつけていくかが重要。
- ・路上違反広告物追放登録員制度の運用に当たっては、要綱を定め、それに基づいて登録しているとのことであったが、違反広告物の除却は公権力の行使に当たるため、研修を行うなどにより適正な運用を図ることが必要ではないか。

資料1 別紙

第2回専門部会の補足

■ 福岡市路上違反広告物追放登録員制度について

○ 登録員への権限の委任について

(路上違反広告物追放推進団体の認定)

屋外広告物の規制等に関し福岡市長から権限の委任を受けている区長は、路上違反広告物の除却並びにその追放に向けた活動を推進することが適当と認める団体を、路上違反広告物追放推進団体として認定することができ、認定にあたって以下の事項を確認している。

- ・ 活動の内容が制度の目的にあったものであるか
- ・ 活動しようとする地域の現況がどのような状態か
- ・ 活動の方法等に特に問題はないか
- ・ 登録員となろうとする者について、特に問題はないか

(路上違反広告物追放登録員の任命)

路上違反広告物追放推進団体の構成員であり、区長の除却権限の一部を委任することが適当であると認められる者で、かつ、市内に居住又は勤務している満18歳以上の者を、路上違反広告物追放登録員として任命する。

○ 路上違反広告物追放登録員の内訳

平成24年3月31日現在、地域団体2,422人、企業団体858人、警察関係・国道事務所等593人であり、計3,873人である。

○ 多数の路上違反広告物追放登録員が登録された理由

商工会議所等の経済団体からの呼びかけは行っていないが、市の広報誌を通じて周知に努めた。また、福岡市として除却ボランティアに対してのインセンティブは設けていないが、企業団体及び地域団体は地域貢献活動の一貫として位置付けているため、多数の登録に至ったものと考えている。

第2回専門部会の補足

■ 福岡市路上違反広告物追放登録員制度について

○ 簡易除却の実施について

(活動計画書)

路上違反広告物追放推進団体として認定を受ける際に提出する活動計画書において、簡易除却を実施する人、実施する場所は決められている。

(簡易除却の判断)

簡易除却にあたって、除却する対象物件は限定されているが、個別の判断は登録員自ら行う。

(研修の実施)

登録員は、区長が行う路上違反広告物追放登録員講習会を受講しなければならない。

(登録員への保険)

除却をする登録員に対しての保険及び物に対する保険をかけている。

○ 「管理されずに放置されている」の定義について

自己の店舗前に掲出された自己の営業に関するもの以外は「管理されずに放置されている」ものとみなして、簡易除却の対象としている。

○ 管理されている広告物への対応について

登録員は除却を実施せず、区の生活環境課へ連絡をし、生活環境課が対象物件の状況を確認し、指導を実施している。